平成19年度一般会計

補正予算 3億3,774万円

平成19年9月定例会が9月10日から28日までの日程で開いた。幼児教育審議会条例、学校給食審議会条例、18年度一般会計決算認定、19年度一般会計補正予算3億3774万円など38議案が提出された。18年度決算認定については特別委員会を設置し、議会閉会後の継続審議となったが、それ以外の諸議案について、原案どおり可決した。

主な事業

人権擁護委員候補者を推薦

平成十九年十二月三十一日をもって任期満了となるため、再度推薦する。

古川恭子氏

市税等滞納整理システムを導入

（472万円）

市税や国民健康保険税の滞納者に対し、滞納整理支援システムを導入する。これにより滞納者の情報を一元管理し、滞納者の調査、差し押え、競売などの滞納整理事務作業をトータルにサポートし、市税や国保税滞納金額を減少させ、徴収率の向上を図る。

地域福祉活動計画（仮称）を策定

（583万円）

地域福祉の増進を図るため社会福祉協議会へ補助金を交付する。

特に十九年度は「小城市地域福祉活動計画（仮称）」を策定する。社協が中心となって、住民、ボランティアなど地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス事業）を経営する者が相互協力して策定し、地域福祉を推進していく。

担い手農地集積高度化促進事業

（2億2，155万円）

品目横断的経営安定対策の導入に当り、平成十九年度から二十一年までの三年間を集中改革期間と位置づけ、農用地利用改善団体などが、担い手に農地をまとまった形で団地化して集積するための面的集積プランを定め担い手への農地の面的集積を実現した場合、実績に応じて助成する。

この事業に対し受益者より分担金を徴収する必要があるので九月議会で分担金徴収条例が定められた。

林道天山線の整備

（3，662万円）

林道天山線（清水―桑鶴間九㎞）一部は幅員が狭く間伐材の搬出が困難のため、二十二年度まで整備を行い森林生産基盤を効率化し森林保全を図る。

▶林道天山線

砥川北部地区みかん園の施設整備

（1，501万円）

砥川北部地区のみかん園の灌漑（かんがい）用水などの確保で、農業生産性の向上や高品質化を図ることを目的に、ポンプ場、深井戸ポンプや溜池の修理、改善をはかるもの。財源は、すべて鉱害施設維持管理基金からまかなわれる。

▶砥川北部みかん園施設

農地及び農業用施設災害復旧事業

（1，446万円）

異常な七月豪雨によって、被害を受けた農地（2ケ所）及び農業用施設（2ケ所）等を原型に復旧し、農地や農業用施設のもつ多面的機能の回復、維持を図る。

農業用施設には国から六十五パーセントの補助がある。残額については市が負担する。

農地復旧については国から五十パーセントの補助金、残額については受益者が負担する。

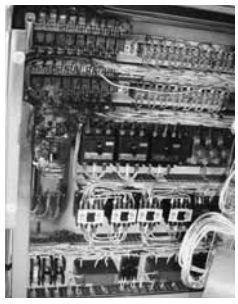

▶落雷被災した勝水門操作盤

工業団地の候補地を選定するために調査

（330万円）

企業誘致を推進するために、工業団地の候補地を十か所程度選定し、コンサルタントに委託して調査、評価をする。十ヘクタール程度までの規模で、土地の所有、価格、用水、交通など二十一項目にわたって調査し二～三か所に絞り込む。

市道船田・土生線を改良

（500万円）

小城町轡ケ里地区と三日月町土生地区を結ぶ市道は、交通量が増加傾向にある。本事業は市道船田・土生線の一部（整備計画延長四百九十m、幅員三・五m、歩道はなく一車線の道路）を改良し、幅員七・五m（車道五・五m歩道二・〇m）とする。十九年度から測量、設計に取り組み、二十三年度完成予定。

門前急傾斜地の崩壊を防止

（484万円）

急傾斜地危険区域の指定を受けている小城町門前地区において本年七月の豪雨により三岳寺裏の斜面が崩壊したので法面の整備を行う。

▶門前急傾斜地

▶市道船田・土生線

長期継続契約に関する条例を制定

機械、設備、衣服その他の物品の賃貸借契約で、商習慣上複数年にわたり契約を可能にするもの。具体的には衣服等は三年以内とし、公用車やパソコンなどは五年以内と定めている。

また、機械設備、情報システムその他の物件の保守及び管理の委託契約では守秘義務を課し、情報流出を防ぐ。

幼児教育のあり方について審議する条例を制定

十八年度教育委員会や福祉部内で行なわれた庁内検討委員会での検討事項をもとに、幼児教育及び保育園・幼稚園の運営のあり方について民間委託なども視野に入れ、調査審議し答申する。十二名の委員で平成十九年度末までに三回開き、保護者代表二名も入る。

学校給食のあり方について審議する条例を制定

十八年度中の学校給食検討委員会の議論を土台に学校給食の提供形態と、給食費の徴収方法に関する事項を、教育委員会の諮問に応じて調査審議し今年中に答申する。委員は育友会、PTA役員代表など十六人以内で組織する。

児童センター内で発生した事故について損害賠償額を決定

平成十八年九月三十日、三日月町の児童センター内遊戯室でボール整理台の金属棒が足に落ちて骨折した事故で、治療費、慰謝料含めた損害賠償額（六十四万八千九百七十円）を定めるもの。遊具などの点検、PL法（製造物責任法）との関連などについても質疑があった。

芦刈町下水道浄化センター建設へ

（1億8，732万円）

平成十六年度特定環境保全公共下水道事業として認可を受けていた芦刈下水道の終末処理場がいよいよ建設着工となる。供用開始は二十二年三月の予定。

工事概要

○最終沈澱池
○オキシデーションディッチ槽（汚泥浄化槽）
○管理棟（基礎工事のみ）
○汚泥貯留槽・塩素混和池

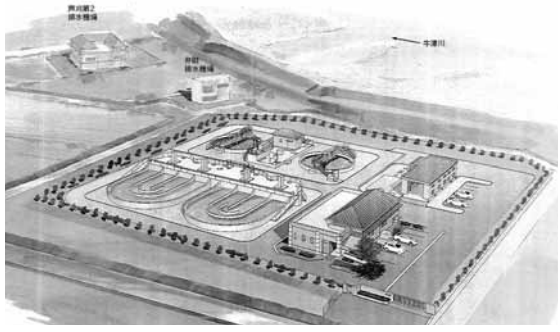

浄化センター完成予想図